

災害時における炊き出し，物資配送等に関する協定書

平成31年3月18日

鈴 鹿 市

一般社団法人 中部ケータリングサービス

災害時における炊き出し、物資配送等に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と一般社団法人中部ケータリングサービス（以下「乙」という。）とは、災害時における炊き出し、支援物資の避難所等への配送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う炊き出し、物資配送等の協力要請に関し、その手続等について定め、災害時における被災者の支援を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請及び受諾）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- (1) 甲が設置する避難所での炊き出しの実施
- (2) 避難所開設が困難な地域での炊き出しの実施
- (3) 甲が管理する物資拠点から避難所等への物資の配送
- (4) 乙が調達可能な食材及び物資の供給
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

（要請に伴う措置）

第3条 乙が炊き出しを実施する場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示、利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲が第2条の規定による協力を必要とするときは、炊き出し等要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、受諾した業務が終了したときは、速やかに炊き出し等完了報告書（第2号様式）により、甲に実施内容を報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の協力要請により、乙が実施した炊き出し等に要した原材料、燃料、包装紙類等の費用の対価は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとし、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

2 乙が行った炊き出しの食料等を給与するための輸送に係る費用は、乙が負担するものとする。ただし、移動が広域に渡る等、通常業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

本
各1

平

(補償)

第6条 甲の協力要請により、第2条に掲げる業務に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。

2 乙は前項の事実が発生したときは、速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 乙が甲以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲からの協力要請に積極的に努めるものとする。

(情報の共有等)

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

燃料、
価格を
よる混
乙が負
逸脱し

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、
各1通を保有する。

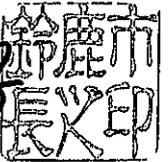
平成31年3月18日

業務に
災害補
甲に報

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

末松則子 

るもの
らの協

乙 三重県鈴鹿市国府町1611番地の5

一般社団法人 中部ケータリングサービス

代表理事

市岡庸平 

じ、情

の都度、

1日ま
愚表示
どもの